

重大事案に関するアンケート調査結果等の公表基準

目次

第1章 調査の目的等

- I 調査の目的
- II 調査の対象となる重大事案
- III 調査の実施（詳細調査）
 - 1 事前説明
 - 2 個人情報の利用目的
 - 3 利用目的の補完

第2章 調査結果の開示等

- I 重大事案により被害を受けた子どもとその保護者に対する任意提供
 - 1 『重大事態』の該当性による差異
 - 2 利用目的内と位置づける場合
 - 3 任意提供する資料・個人情報の範囲
 - 4 任意提供する時期
 - 5 利用条件
- II 公文書の公開請求に対する情報公開
 - 1 対象となる公文書
 - 2 対応する実施機関
 - 3 非公開情報の範囲
 - 4 非公開情報の具体例
- III 個人情報の開示請求に対する情報開示
 - 1 対象となる公文書
 - 2 対応する実施機関
 - 3 非開示情報の範囲
 - 4 非開示情報の具体例

第3章 調査結果の公表

- I 重大事案の行為の当事者以外の子ども・保護者（保護者会等）に対する公表
 - 1 公表する時期
 - 2 公表する相手方
 - 3 公表する情報
- II 市議会に対する公表
 - 1 法による『重大事態』の再調査の結果報告
 - 2 事務遂行の必要性・相当理由に基づく情報提供
 - 3 利用目的内の情報提供
- III 報道機関に対する公表

第1章 調査の目的等

I 調査の目的

1 重大事案に対処するため

2 同種の事態の発生の防止に資するため

※事案によって異なる要素がある場合は、適宜追加する。

※死亡事案であっても、加害側への対処の必要があるので1の目的は必要である。

II 調査の対象となる重大事案（注1）

1 いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案

2 いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案

3 子ども又はその保護者から1又は2に該当するとの申立てがあった事案

4 暴行、恐喝、体罰等により子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案

5 学校生活に関わる事故等により子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案で、その原因が不明であるもの

注1：1及び2は、いじめ防止対策推進法第28条第1項で定める重大事態。4及び5は、その他の原因により子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案。

III 調査の実施（詳細調査）（注2）

注2：基本調査は事案発生後速やかに着手する全件を対象とする調査であり、設置者はその基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。

文部科学省作成の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版。以下「指針」という。）」
にのっとり実施

1 事前説明

指針13頁にあるとおり、詳細調査にあつては、次に掲げる事項について説明を要する。

調査の趣旨等、手法（アンケート調査や聴き取り調査）、調査組織の構成（どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等）、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方、調査結果の公表に関する考え方 等

この場合において、重大事案により被害を受けた子どもの保護者が、調査結果を基に、自ら関係者に聞き取って真実を確認したい旨の意向を示される場合が想定される。

よって、そのことを踏まえ、事前説明の際には、(1)・(2)の手順で説明を行うなどして、いじめの被害を受けた子ども及びその保護者の意向に沿った調査となるよう配慮する。

- (1) 調査結果を基に、自ら関係者に聞き取りを行うかどうかの意向を確認
- (2) (1)の意向がある場合には、その聞き取り対象者にはアンケートに回答した児童生徒が含まれる場合があるので、アンケート回答者の氏名の開示対応について、次のいずれかの方法を示し、選択を求める。(注3)

a：詳細調査に入る段階で、アンケート回答者から調査実施の承諾を得る際に、回答者の氏名が開示されることを伝えて調査に入る。回答者全員の氏名が開示の対象となるので、氏名を開示しない場合と比して、得られる情報量に差が生じる可能性があることを補足することが重要である。

b：回答者の氏名は原則開示しないで調査した上で、重大事案により被害を受けた子ども・保護者への調査結果の開示（任意提供）後に、聞き取りを必要とする回答者に限って、調査者が個別に同意を得る。

注3：アンケート調査の実施に当たっては、指針17頁にあるとおりその後の聞き取り調査の実施の必要性に鑑み、記名式とすることが基本であるが、記名を強要することはできない。

- (3) **a** 又は **b** のいずれであるかによって事前説明の内容に変更が生じることに留意しつつ、次に掲げる事項について各当事者に説明する。

ア 重大事案により被害を受けた子ども・保護者向け

① 実施の承諾

調査実施の承諾を得る（死因等の情報を調査対象者に伝える場合は、その同意を含む。）こと。

② 利用目的

調査で取得する個人情報の利用目的を具体的に明示すること。

③ 開示の範囲・要件

調査結果をどの段階でどこまで開示するか、その範囲・要件を明示すること。

④ 利用条件

調査結果の利用に関して条件を付す場合は、具体的に明示すること。

⑤ 公表の時期・範囲

調査結果の公表の時期・情報の範囲を明示すること。

イ 調査の対象となる子どもの保護者向け

① 実施の承諾

調査実施の承諾を個別に得ること。

② 利用目的

調査で取得する個人情報の利用目的を具体的に明示すること。

③ 開示の範囲・要件

重大事案により被害を受けた子ども・保護者への調査結果の開示範囲・要件を明示すること。

④ 公表の時期・範囲

調査結果の公表の時期・公表する情報の範囲を明示すること。

2 個人情報の利用目的

詳細調査において取得する個人情報の利用目的は、次のとおり

- ① 詳細調査の記載情報に基づき、及び詳細調査に関わった子どもに記載情報等の確認を行うことにより、事実関係を明らかにするため
- ② 重大事案により被害を受けた子ども及びその保護者に事実関係の情報を適切に提供した上、必要な支援を行うため（死亡事案にあつては、支援は除く。）
- ③ 重大事案に関与した子ども及びその保護者に対し、事実関係に基づき必要な指導及び支援を行うため
- ④ 重大事案が生じたクラス、学年若しくは学校の児童生徒又はそれらの保護者に対し、安心して学校生活を送ってもらうために必要と認める範囲で事実関係の情報を報告するため
- ⑤ 重大事案再発防止及び類似事案の再発防止に向けて、事実関係の情報を必要な範囲で学校・教育委員会及び市の機関において共有するため

3 利用目的の補完

調査により取得する個人情報の利用目的に加え、利用目的ごとに、次に掲げる事項を明記する。

① 取得する個人情報の範囲

例：アンケート調査 → 記載した児童生徒の氏名のほか、記載のあった重大事案の行為の当事者の氏名、当該当事者を識別し得る情報

聞取調査 → 聞取りに協力した児童生徒の氏名のほか、聞取りで得られた情報に含まれる児童生徒の氏名、当該児童生徒を識別し得る情報

② 保有する部署

例：実施機関（学校・教育委員会事務局）及び市長部局の実施機関（いじめ対策推進室）

③ 利用主体

例：実施機関のほか、教委設置の有識者等の会議、市長の附属機関である大津の子どもをいじめから守る委員会

④ 提供（開示）先とその情報の範囲

例：重大事案により被害を受けた子どもとその保護者（情報の範囲は、第2章 I 3の項のとおり）、重大事案に関与した子どもとその保護者（いじめの行為の態様など。アンケートに記載した子どもの氏名は開示しないが、特定の子どもの見聞きした場合のその行為の態様（個人識別情報に該当）については、事実確認のために開示する場合がある。）等

なお、提供先として明示しきれなかったものは、利用目的外の位置づけとなり、大津市個人情報保護条例12条2項の適用を受けることになる。プレスや議会への提供は、利用目的にあらかじめ含めるのではなく、情報公開と同様に対応することとして、利用目的外の位置づけとする。

第2章 調査結果の開示等

I 重大事案により被害を受けた子どもとその保護者に対する任意提供

1 『重大事態』の該当性による差異

ア いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項の『重大事態』でない場合

任意提供が、利用目的の内または外のいずれであるかによるが、利用目的内なら大津市個人情報保護条例12条1項の反対解釈により情報提供できるのに対し、利用目的外なら同条例12条2項により可否判断を行うことになる。（利用目的内と位置づける場合の取扱いは、2～5の項のとおり）

イ 『重大事態』である場合

法28条2項に基づく情報提供は、法文上は可能。ただし、この条項の表現では、提供できる範囲が明確でなく、この条項が同条例12条1項の適用除外の根拠規定として成り立つかどうか判然としない。

法28条2項には「事実関係等その他の必要な情報を適切に提供」とある。ここでいう「情報」は、個人情報に限定したものではなく、また、その範囲も明確でない。この点、大津市教委から文科省に照会したところ文科省からは、市の個人情報保護条例の解釈について国が見解を示すことは差し控えるが、一般論として、法第28条第2項の情報提供に係る規定は条例の上位規範であると考えられるし、いじめ法の条文にも「提供」と記載があることから適切に判断されたいとの回答を得たが、同条例12条1項の個人情報の提供に係る制限解除の規定と位置づけるのは、困難であることから、『重大事態』に該当する場合の任意提供の取扱いは、次の2の項から5の項までのとおりとし、利用目的外と位置づける場合の個人情報の取扱いは、同条例12条2項に基づき判断することとなる。

2 利用目的内と位置づける場合

(1) 任意提供は、利用目的内の利用に該当

個人情報は、①取得②保有③利用④提供の流れをたどるが、「利用目的」という場合の利用に「提供」が含まれる場合があるのか、同条例の規定からは明らかでない。この点、個人情報の保護に関する法律23条2項では、あらかじめ本人の同意を得ずして第三者に個人情報を提供できる場合として、「(1)第三者への提供を利用目的とすること。」と定めており、個人情報の第1取得事業者が、商取引上、他の事業者に提供することを利用目的とする場合があることが予定されている。

同法律の規定は、ここでの直接の根拠とはならないが、この規定を参考に、条例における「利用目的」について同様の解釈を導くことができると考える。つまり、利用目的に第三者への提供が含まれる場合が同条例でもあり得ると考えられる。指針3頁の目的（注4）・指針24頁（注5）に加え、前記の解釈を踏まえると、いじめの調査結果（加害者とその行為の態様など）の被害者への開示は、調査の利用目的そのものであると考えられることから、この場合の第三者への提供は同条例12条1項の「利用目的内」の利用に該当するといえる。

注4：背景調査の目的として事案によって異なる可能性もあるが、一般的にはとして次の3つが示されている。①今後の自殺防止に活かすため。②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため。③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため。

注5：いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査結果の提供及び報告（いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任）について以下のように示されている。

○学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、遺族に対して説明する。

（2）リスク回避

利用目的内の利用の範囲、言い換えると、任意提供する個人情報の範囲（重大事案の被害者に提供する必要のある第三者の個人情報の範囲）を明確にする。利用目的の具体化と事前の関係者への明示を徹底することで、個別同意をしていない第三者からの利用停止請求や民事上の請求のリスク回避を図る。

同条例では、「利用目的内」の利用に関する規定上の制限（例：第三者提供の要件）はない。（刑事罰はある。）。

よって、利用目的の明示は、極力明確にして行っておくべきであり、事前に関係者に明示した範囲を超えて任意提供してはならない。利用目的内の任意提供により、任意提供に個別同意をしていない第三者からの異議や利用停止請求、賠償請求等を受ける可能性があるが、そうしたリスクに直面しないよう、任意提供する個人情報の範囲の明確化と事前の関係者への明示を徹底する必要がある。

3 任意提供する資料・個人情報の範囲

（1）任意提供する資料

アンケートの記載情報を転記した一覧資料

アンケートの記載情報に基づき事実確認（聞き取り調査等）した結果を記した資料

※いずれも、個人情報はマスキング処理。なお、アンケートの個票は、筆跡等で個人が識別し得るので、一覧に転記した資料を用意する。

※なお、重大事案により被害を受けた子どもとその保護者から、アンケート個票に記載された情報の転記の正確性等について照合・確認を求められることが想定される。信頼確保の観点から、必要である場合は、アンケート原票（転記した一覧資料と同じマスキングを施して複写したもの）の閲覧を認めるものとする。ただし、筆跡で個人が特定されるおそれがあるので、重大事案の被害を受けた子どもによる閲覧は認めないこととする。

（2）任意提供する個人情報の範囲

文科省からは、法律の成立過程で必ずしも明らかにされていない部分であるが、具体的には重大事態を受けた調査で明らかになったアンケート・聞き取りの結果等が想定される。しかし、当該地域の個人情報保護条例との関係上、加害者側や傍観していた児童生徒の情報等の全てを提供してよいということは通常想定されず、第三者提供が許される範囲内の情報を明らかにすることとなる。したがって、実際には個人名をアルファベットにするなどの措置がとられることと承知との回答を得ている。当然のことながら、①から④に記載の通りの配慮を行った上での提供であることは確認していきたい。

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為についてなら、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したのか）に含まれる個人情報（指針24頁）
- ② アンケートに記載情報のうち、伝聞情報に関しては、聞き取り調査を行った結果、事実であることが確認できなかった情報（個人情報（氏名・個人識別情報）を含む。）は提供しない。（マスキング処理）
- ③ 他の児童生徒が記した重大事案の被害者本人の個人情報は、②の情報に該当し、又は被害者本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない限り、原則提供する。（個人情報の本人への提供。死亡事案の場合は遺族、本人提供が困難な場合は親権者への提供となる。）
- ④ 被害者に関して「知っていること」を記載項目として掲げている場合があるが、重大事案の行為以外の日常生活に関しては、③のとおり被害者本人の個人情報は提供するが、他の児童生徒の氏名等（個人識別情報を含む。）については、重大事案に関わらないので提供しない。

アンケートに回答した児童生徒の氏名・アンケートに記載のあった児童生徒の氏名は、原則、提供しない。ただし、前記のとおり、アンケートに記載のあった重大事案の行為の加害者の氏名は提供する。加害者が誰であるかは、重大事案の事実に関する情報の要素として不可欠と考える。

また、重大事案の行為の態様については、個人識別情報であっても加害者に関する情報は提供する。

さらに、重大事案の行為の態様についての記載には、加害者以外の児童生徒の氏名が含まれる場合がある。傍観した立場の児童生徒の氏名は重大事案の行為に直結しないので提供しないとしても、重大事案の行為に関与し、何らかの作用を及ぼした児童生徒の氏名は、アンケートの回答者・記載者のいずれであるかにかかわらず、関与した行為とともに、特に必要な場合は提供する。

例：①いじめを抑止するための関与をしたような場合。その存在は、いじめの被害者の立ち直りにプラスに働くといえる（「いじめの被害者への支援」を利用目的に掲げている場合に限る。）。

②その関与（暴行用具を加害者に貸し与える、あおり・冷やかしの発言をする等）によって、いじめ行為に寄与し、又はいじめを助長したと考えられるような場合（関与の程度やいじめの被害者の認識からして、いじめの加害行為そのものと評価できる場合があるが、そうでなくとも、いじめの事実に関わる情報であることから、当該情報をいじめの被害者に適切に提供することを利用目的に掲げておくことで、任意提供が可能となる。）

4 任意提供する時期

任意提供は、学校及び有識者等で構成される組織（いじめ対策委員会や緊急サポートチーム）において、情報の整理や伝聞情報の事実確認が行われた後に行う。

アンケート個票の一覧転記を終えた段階では、提供しない。

なお、調査が長期に及ぶ場合は、事実確認を終えた情報を中心に、中間報告を行う。

5 利用条件

任意提供した資料には、重大事案の被害者・加害者に関する個人情報が多く含まれるため、次に掲げる行為を禁止事項として提示し、了承を得た上で同意書を得る。

- ① インターネットへの掲示，マスコミへの情報提供など，公表するに等しい行為
- ② 第三者（弁護士等の秘密保持の義務を負う資格者を除く。）への写しの交付
- ③ 資料に記載の個人情報の第三者への告知

なお、重大事案の被害者が関係者に聞き取りをされる場合は、利用条件③を次のように変更する。

- ③ 資料に記載の個人情報（調査者との協議の上で、重大事案の被害者自らが関係者に聞き取りを行う際に利用しようとする個人情報を除く。）の第三者への告知

II 公文書の公開請求に対する情報公開

1 対象となる公文書（「調査に関する書類一式」について請求があった場合）

（1）基本調査

- ・教員，子ども等への聞き取り記録
- ・事案の事実関係を記した資料
- ・調査に関する協議録，報告，稟議書類 一式
- ・その他調査に伴い作成し，取得した組織共用文書

（2）詳細調査

- ・アンケート調査資料
 個票（記入分），記載一覧表（個票の転記一覧）
- ・教員，子ども等への聞き取り記録
- ・事案の事実関係を記した資料
- ・調査に関する協議録，報告，稟議書類 一式
- ・その他調査に伴い作成し，取得した組織共用文書

アンケート個票は、個人に関する情報（氏名等）が含まれるだけでなく、筆跡から個人を特定し得るので、天津市情報公開条例8条1項ただし書の規定により、部分公開とせず、アンケート個票そのものを非公開とすることができる場合（例：個人情報をマスキングすると、個票の回答番号・項目・枠線のみ残る → 有意情報が残らないことが明らか）がある。

組織共用文書（天津市情報公開条例2条2項参照。所属間メール等の電磁的記録も含まれる。）以外の文書は公文書ではないので、職員・教員の備忘録やダイアリーは対象外となる。

2 対応する実施機関

公開請求者が対応部署を特定した場合はともかく、そうでない場合は、調査の主体となる部署（学校ないし教育委員会）が対応することとなる。

3 非公開情報の範囲

大津市情報公開条例7条に定めるところによる。情報公開担当課との協議の他、場合によっては顧問弁護士に確認するなどして、公開・非公開の結論を誤らないよう万全を期す必要がある。

4 非公開情報の具体例

- (1) 個人（職員を除く。）の住所、電話番号及び氏名（個人情報に該当し、かつ、特定の個人を識別し得るため。）
- (2) 個人の年齢、続柄（兄妹等）、部活の名称及び所属する団体の名称（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。）
- (3) 個人の行為の態様を記した情報のうち、特定の個人を識別することができる情報
- (4) 個人の行為の態様を記した情報のうち、特定の個人を識別することができない情報で、
 - ア 公にされることにより、なお個人の権利侵害のおそれがある情報（個人のプライバシーに係る情報、中でも私生活上の秘密や、心情・心身の状態を表す事項は、公開された場合当該個人の不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが予想される。）（以上、条例7条1号該当）
 - イ アンケートに記載された伝聞情報で、聞き取り調査により事実であることが確認できなかった情報（条例7条6号ウ該当）

III 個人情報の開示請求に対する情報開示

1 対象となる公文書

2 対応する実施機関

- 1・2のいずれも、IIの情報公開対応に同じ。

3 非開示情報の範囲

大津市個人情報保護条例3章1節に定めるところによる。なお、開示請求者が重大事案の被害者である場合は、市教委の開示対応等が違法とされた大津地裁の判決（平成24年（ワ）第538号）の趣旨を踏まえ、当該開示処分を行う時点の状況を鑑みた上で、同条例18条2号（注6）、7号ウ（注7）をはじめとする同条各号のおそれの有無を個別に判断する必要がある。特に、この場合開示請求者は、調査結果の任意提供を受け、又は受ける予定がある者である。任意提供により、開示請求者以外の者の個人情報の提供を相当な範囲で受けることになるので、同判決と同様の状況であれば、同条例18条2号、7号ウのおそれがないとの判断が導ける。そうした点を踏まえ、適法に開示する必要がある。また、同条例20条に基づき、第三者に関する情報を裁量的に開示する場合は、同条例26条に基づく第三者に対する意見書提出の機会を与えなければならない。

注6：開示請求者以外の個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

注7：市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

4 非開示情報の具体例

IIの情報公開の内容に同じ。相違点は、大きくは次の2点

- (1) 開示請求者本人（未成年者である児童生徒の法定代理人が開示請求者の場合は、当該未成年者）の個人情報 → 原則、開示。非開示となるのは、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（条例18条1号）など。
- (2) 個人の評価、診断、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの → 非開示

第3章 調査結果の公表

I 重大事案の行為の当事者以外の子ども・保護者（保護者会等）に対する公表

1 公表する時期

調査の主体が、情報の整理や伝聞情報の事実確認を行い、調査結果として取りまとめ、重大事案の被害者への任意提供を終えた後に、必要に応じて行う。

アンケート個票の一覧転記を終えた段階では、行わない。

2 公表する相手方

- (1) 重大事案が生じたクラスの児童生徒・その保護者
- (2) 重大事案が生じた学年の児童生徒・その保護者
- (3) 重大事案が生じた学校の児童生徒・その保護者

アンケート調査の対象となった範囲がこれらと異なる（クラブや複数のクラス限定など）ときは、その範囲で捉える場合もあるが、一般には、この3グループと考えられる。

3 公表する情報

- (1) 重大事案の事実に関する事項

調査に要した資料そのものではなく、個人情報への配慮を施した公表用の資料を作成する。

- (2) 再発防止に関する事項 等

個人情報の利用目的に、重大事案の当事者以外の子ども・保護者に対する重大事案の事実の報告についてを加えておくことで、調査により取得した個人情報を利用目的の範囲内で提供することは可能と考えられる。ただし、重大事案の被害者に対する任意提供のように対象を広くとるべきではなく、その適用は、重大事案の行為の態様（個人情報及び個人識別情報に該当）に限るなどして、個人情報の拡散への配慮が必要である。

また、重大事案の当事者の氏名については、2の（1）やクラブ限定の場合は、情報提供者が多く含まれ、周知の状態にある場合が考えられるので、個人名の提供も視野に入れて対応する。なお、これらについて、必要に応じて重大事案の当事者の同意を得ておくのも方法である。

II 市議会に対する公表

1 法による『重大事態』の再調査の結果報告

本市では、いじめの防止に関する行動計画において、法28条1項の調査に並行して調査を行うとし、再調査を行う組織は設けないとしている。

よって、再調査の実現可能性は低いといえるが、実施した場合は、学校及び教育委員会が実施した調査（元調査）ではなく、再調査の結果に限り、議会に報告することとなる。

その場合の報告の時期、報告する情報は、次のとおりとなる。

- ・報告の時期

- 再調査の結果を取りまとめた段階

- ・報告する情報

- 再調査の結果資料

- ※個人のブログ等で議員が情報を掲示する場合があるので、個人（職員を除く。）の住所、電話番号及び氏名は、少なくとも非開示とする必要がある。

2 事務遂行の必要性・相当理由に基づく情報提供

市議会が、所掌する事務等の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用（相当理由あり）する場合は、想定しにくいですが、例えば、調査の対象となった重大事案について、市議会において、何らかの委員会を設けるなどして事例研究を行うケースがあり得る。

この場合は、天津市個人情報保護条例の当該規定を満たすか検討し、参加する議員の守秘義務に関する確認を行った上で、それらをクリアすれば、保有個人情報を含む調査結果の提供が可能となる。

3 利用目的内の情報提供

前記のとおり、利用目的に明示しておくことで保有個人情報の第三者提供を可能とする途はあるとしても、「市議会に提供」することまでも、利用目的に加えて良いかは慎重に検討する必要がある。

また、仮に利用目的に掲げたとしても、ブログ等で議員が掲示するおそれもあり、個人（職員を除く。）の氏名を始めとする個人情報はもちろんのこと、重大事案の事実（例：いじめ行為の態様）に関する情報についても、個人識別情報に当たるものは極力非開示とする配慮が必要である。

Ⅲ 報道機関に対する公表

大津市情報公開条例に基づき、公文書の公開請求があった場合の公開基準に照らして、それと同様の扱いで公表することを基本とする。

なお、重大事案の行為の当事者の年齢・学年といった、氏名に代わる情報の提供を求められることがあるが、個人識別情報に当たる場合は、公表しない。

平成27年11月26日

大津市教育委員会 策定